

第5回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年7月11日）Bグループ

ファシリテーター

それでは、Bグループの方の議論を始めたいと思います。

先程の事務局からの報告でお気づきのよう、前回は本来、今日の資料で言いますと、資料3の項目に基づいて、個別に議論を進めるべきであったのですが、私の判断としまして、もう少し全体的な議論を最初にやって、そこで少し意見を交換しながら、それぞれの意見を出していただくということで行いました

従いまして、Aグループは、もうすぐに、この資料3に入ったんですが、私どもは、一回遅れておりますので、今日は出来ましたら、お手元の資料3をちょっと見て頂きたいんですけど、個別の項目としまして、選択の機会、それから対象者、選択の出来る学校の範囲、それから2ページに移りまして、各学校の受け入れについて、というふうになっております。Aグループの議論にすぐに追いつくことは出来ませんけれども、出来ましたら今日は、この各学校の受け入れのところまで、行ければいいかなあと思っております。

次回かその次ぐらいには、A・Bの議論が、同じペースで進むような形になろうかと思っております。

それでは、学校選択制の、特に制度内容ということで、事務局で、選択の機会という一つの項目を立てまして、これについて、じゃあ私どもはどう考えたらいいのかということでの意見交換をしたいと考えております。いかがでしょうか。

委員

Bグループとして違った意見であってもいいわけですね。

ファシリテーター

もちろんそうです。

委員

その後の調整を全体会議でされるわけですね。

ファシリテーター

そうですね、はい。

委員

そしたら別にAのグループの意見に左右されなくともいい話ですね。Bグループとして考えていったらいいわけですね。ゼロベースで考えていいわけですね。

ファシリテーター

そうですね。はい。

委員

議論の順番としたら、この上から順番にやっていかないといけないということですね、基本は。

ファシリテーター

まあ一応ね。一応はそういうことで、全体を揃えましょうということですね。

委員

そうですか。なるほど、分かりました。仮にする場合のという趣旨でやるという話なんですね？

ファシリテーター

そうですね。ですから、選択制を導入するっていうことを前提にして議論するのではなくて、仮に選択制を導入した場合に、こういう項目が、一つの議論の分かれ目になりますと。そうした場合に、どういうことを、メリット、あるいはデメリットとして考えておこうかという、今出ましたように、ゼロベースでの議論というわけで、全体として、選択制を導入してということを前提とした議論ではないということは、改めて確認しておきたいと思います。

委員

基本的には、ここに書かれているとおり、最初は初年度、新一年生ということでしょうね、初年度1回でいいと思うのですが、個別の特殊な事情が出てくると思うんですね。

例えば、かなり高度な技術を要するクラブ活動の選手、全国大会に出られるような選手が、指導を受けていた先生が異動になったからということで、異動のあとの指導を受けられないというような事情がでてきた場合には、その辺の特殊な事情を考えて、本人が希望すれば、その先生の行かれたところに、再度選択し直すことが出来るような、ケースバイケースでしょうけれども、そういう特殊な事情が出てきた場合には、何らかの対応ができるような含みを残しておいてほしいなというふうに思うんですね。

基本的には最初の1回ということにしておかないと、非常に煩雑になってくるだろうと思いますので、次の一年生、これから入学をされるときの選択でいいと思います。選択の機会という意味ではね。

委員

選択の機会についてはもう既に、学校教育フォーラムでも教育委員会から、何度も小中学校の入学の際一回のみですよという話は大分されているし、各区においても、そういう話は大分進んでいますので、仰るように、そんなに議論する余地はあまりないのかなと思っていますけど。

ファシリテーター

そうでしょうね。そういう点では皆さんのご意見、一致しているかと思います。まあ、特別な場合は除いて、該当するということでございます。

じゃあ、二つ目の項目の対象者でありますけども、これはいかがでしょうか。

委員

私もこのAグループの意見を読んで、一番、自分ですっかり忘れていたことですけれど、この中3の、まあ中1でもちろん選ぶと思うんですけど、中3の内申の相対評価が変わるのは、かなり子どもにとって大きなことだと思うんです。

これは、本当に難しいと思うのですけれど、例えば、「荒れている学校」という言葉が悪いかもしれませんけど、仮に子どもの学力が低くて、出来る子の相対評価が逆に上がったりとか、逆にレベルの高い学校だと、自分自身の相対評価が変わっちゃったりすることが、今もあると思うのですけれど、そういうのをわざと、狙ってじゃないんですけど、こへ行けば、相対評価が上がるであろうとか、そういうのを狙ってこられる方も多分いらっしゃると思うんですよ、やっぱり公立高校に入るとなると内申って、すごく重要なものだと思いますので、だからそこはAグループの意見を読んで初めて、あ、そういうこともあるんだと思ったんですけど、その懸念というのはやっぱりちょっと考えないといけないのかなと。

荒れた学校に行きたくないという意見で、思っていたんですけど、こういう考え方もあるのかなと。それでバッとたくさん的人が流れたりすると、ちょっと危険かなって思いました。

ファシリテーター

ちょうど今高校野球のシーズンですから、府県によってね、3回や4回ほどで決勝まで行けるとこから7回、8回と大阪みたいに、その辺の選択みたいなふうに、確かによくないかもしれません、そういうことを仰っているんですが、当然あり得ると思います。

委員

今の事で、実際の学校選択制とは少し外れるんですけども、いわゆる入学者選抜制度についての評価評定のありかたというのは、これは大阪市だけで決めるものでもなくて、

大阪府にあるのですけれども、大阪市と大阪府も協議しながら、もちろんまだ確定はしていないんですけど、いわゆる今仰ったような、そういう相対評価ではなく、絶対評価に移行する動きが今かなり出ていますので、早ければですけど、今の中 2 の子どもたちが、入学試験受ける時に導入される可能性もあります。ですから、これまでのままでしたら、今仰ったのは、かなり大きな懸念材料かなと思うのですが、今後の見通しを考えると、そういうことに限っては心配は少ないのかなと思います。

ただ、また別の問題があるんですけど、その絶対評価の在り方について考える必要もあるのですけれど。

ファシリテーター

選抜制度について検討する場が既にあるわけですね。他にはいかがでしょうか。

委員

対象者のところの※印の下の年度途中の転入者の学校の選択を可能とするかどうかというのは、選択の機会の議論対象だと思うのですけれど、何か別の意味があるんですかね。

事務局

同じですね。対象をどうとらえるか。年度途中に転入してきた方が、例えば隣接区域選択制をとっていたら、お住まいの校区の隣まで転居してきた時に学校を選べるかどうかということなんです。

なので、対象者として捉えるのか、機会として捉えるのかということだけで、意味は同じことでございます。

ファシリテーター

対象者である、小学校、中学校となっておりますけど、みなさんの前回の議論では、小学校ではどうかという意見が強かったと思うのですけれど、そのあたりはどうでしょうか。

委員

そうですね、小学校 1 年生の子、6 歳 7 歳あたりで、自分が行きたい学校、あるいは、そこに行った方が自分の将来のためになっていい、というような考えが固まっているでしょうかね？それは、ほとんど親の意見なんですよね。だから、今我々が考えているのは、その子どもをもってる親の意見を我々が考えて代弁してすることになるのかなと考えています。実際に 6 歳 7 歳の子が将来の夢を語ったとして、その子が言うのは、あくまでも家の中のお父さん、お母さんの話を聞いてる受け売りするだけですよね。ということは大人の考えを押し付けるだけになりませんかね。

委員

仰ることはよく分かるのですが、例えそうであっても、親の立場から、選択の自由が、その幅が広がってくるということは、親としてはありがたいなと思いますよね。

子どもが、例えば、来年4月から入学しますという時に、あらかじめ決められた学校以外にも、行ける先が選べるというのであれば、親としては歓迎されるのではないかなど、私は、親の立場でそう思うのですけれど。たしかに仰るとおり、ほとんどの場合は親の考え方になると思いますが。

ただ、小学校1年生というのは本当に小さいですから、通学の距離、時間、安全性が最優先されるべきだと思うので、実際には隣接の学校を選ぶという、その距離的な理由で隣接を選ぶというのは可能性あるのですけれど、あえて、あの学校へ行きたいということで遠距離のですね、学校に通学することを希望するということは、子どもも親も、本当にレアケースだと思うのですよね、あったとしてもね。

私のところは、校区の真ん中に小学校があるので、あまりこういう問題がでてきてないですよ、今までの議論の中でね。隣接に行きたいとかいうこともなくて、ほとんどの親が今まで。小学校を選ぶ時に自由に選べるとしたらどうですかという問い合わせに対しても他の区を選ぶという意見はないですね。

委員

Aグループの中では、小学生についての対象者については、あまり意見がなかったみたいで、やはり中学生と小学生を考えた場合に、ある程度小学生の低学年については、学校の安全とか、様々あります、その選択する機会よりも小学生の場合は、安全・安心を中心に考えていく方がいいのではないかということもあります。それから、小学校の選択も必要ですけれども、やはり私立中学校あるいは小学校を選択される保護者の方もおられるし、その点は、自己責任において通学させている現状において、やはりその小学生まで公立小学校で選択を考えるのは、ちょっと、どうかという考えは持っています。

確かに保護者の意向で選択する場合が多いと考えられますので、その点は、やはり小学生の段階では、選択よりも、子どもの見守りとか安全・安心とか、最近、交通事故も多いですし、いろいろな問題を抱えている中で、いじめ等もありますし、やはりそういった総合的な観点から考えると、小学生については、対象者としては、好ましくないのかなとは思っています。

委員

対象から外してもいいくらいに思うのですけどね。

ファシリテーター

学校現場からはいかがですか。

委員

小学校の場合ね、そういう立地条件で、近いとか遠いとか、通学の安全ということも大きいのですけれども、一番保護者として切実に思っておられるのは、同じ幼稚園で仲良しで、その子とずっと一緒に過ごしてきて、小学校へあがるときに不安があるということで、そのお友達と一緒に学校に行きたいというケースも結構ありますね。ただし、それは特別な事情というか、その子は集団生活に馴染みにくいような個性をお持ちで、その場合、その仲の良い友達と一緒に行けるということで、滑らかに学校生活に入れるという、そういうケースがある場合ですね。

委員

その場合は、あくまでも、例えば、ここが校区でその子がどうしても友達がいて、こっちの学校やという時は、親の責任をもつとはつきり明確にしないといけませんよね。そこへ送って行って、連れて帰ってくるのは、あんたの責任ということをはつきりしないと、それ、行政では責任とれませんよね。

委員

ただし、現状として、そういうケースであっても、指定外の就学になりますので、なかなか実現していないですよね。

委員

うちも幼稚園に通っていたんですけど、隣の校区の学校のお友達が、皆、隣の学校へ行ってしまって、うちの子どもが、友達いない状態で入ったんですけど、子どもの意見を聞くと、友達が皆いる学校に行きたかったと言うけれど、でも、まあ普通の子どもであれば、もう入ってしまうと 1 年の時点で、すぐ違う新しい小学校というか、馴染んだりするので、あまり、、、でも個人差がありますから、やっぱり個別のケースとして。

あと校区の問題、例えばうちなんか校区がすごく広いので、校区の端っこだともう子どもの足だと 40 分くらいかかるたりするようなところもあるので、それだったら近い学校に行ける選択とか、やっぱりそういう個別のケースとかを対応できたらいいかなと思います。

委員

仰るとおり、また前回の議論に戻りますけれども、結局仲の良い友達と一緒にに行けないということも、やっぱりそれはそれで、子どもは、その学校へ行くと、また新しい友達ができる訳ですから、まあ入学当初の保護者の方の不安が一番大きいですね。

だから、本当は子どもはその学校へ行って、新しい友達を作るということが望ましい教育のありかたと思うんですけどね。

委員

子どもって柔軟ですよね。我々大人が考えているのと違って、非常に柔軟な精神があるんですよね。

委員

私も心配しました、友達がいなかったから、大丈夫かなと思いましたけど。

委員

でも幼稚園に入る段階から、この幼稚園に行くと、この小学校というのは、大体、分かっていることですね。

ファシリテーター

では、対象者は、うち（Bグループ）としては、中学生だということで。

実は、その3番目の問題の選択できる学校の範囲ということと関連しております。資料にございますように、選択出来る学校の範囲ということで、小学校と中学校と分けて議論と書いておりますが、少なくとも自由選択制という場合には、どういう範囲があるのか、それからブロック選択制の場合はどうか、そして隣接選択制の場合はどうか等々の話で、少し事務局の方で、簡単にもう一度、説明して頂けませんでしょうか。

事務局

選択できる学校の範囲ということで、小学校、中学校で児童生徒の通学の時間、距離とかも変わってきますので、分けて議論する方がいいと考えております。

まず一つ目の自由選択制というのは、例えば区内の中の全ての小学校、全ての中学校の中から学校を選択することができるという制度でございますが、ただ実際に実施している他都市の中でも、フリーに区内の全ての学校を選べるとしている自治体もあれば、通学時間とか通学距離ということで、これは小学校の場合ですけれど、条件をつけている自治体がございます。参考として、江東区だと小学校1年生が、徒歩で、30分以内で通学できる範囲、江東区に聞きますと、距離的には概ね2kmまでの範囲の学校に限っていますと。江戸川区の方は、自宅より1.2km以内の距離にある学校に限っていますという形で、通学距離、時間の条件をつけておられる。

あとブロック選択制ですけれども、これは地域性等で、幾つかのブロックに分割しているということで、実際に他都市でブロック選択制をやっている事例というのは少ないですけれども、例えば品川区では、その地域性で4つのブロックに分けて、そのブロックの中の学校を選んでいます、あるいは広島市では一つの行政区をブロックとして考えて、その中の中学校は選べるとされています。ブロックですので、一つの広い校区というように捉えることができるのですけれども、その通学区域、大きな校区というふうに捉えられます

で、やっぱりブロックの端に住んでおられる方は、隣のブロックの学校の方が近いというケースがございます。そういう場合もあるので、広島市の場合は、ブロックの中の中学校と隣接している、自分のところの中学校区と隣接している学校も選べますということで、ブロック+隣接という選択制をとっておられます。

それから隣接区域選択制というのは文字通り、その通学区域、お住まいの通学区域と東西南北、隣り合っている「隣の学校」の範囲から選べる。現在、区の中での学校選択という前提で議論しておりますけれども、各区のフォーラムの中では、校区の境界付近にお住まいの、校区の端っこにお住まいの方は、隣の行政区の学校の方が近いというケースがありますので、区を超えて選択できないのかというご意見は、いくつか頂いておりますけれども、そういう区を超えての選択を認めるのかどうかというのも、一つ議論になると思います。

それから、特認校というのは、特定の学校について、市内のどこからでも選択を認めるというケースでございまして、本市の場合は、施設一体型小中一貫校ということで、東住吉と、東淀川に1校、西成に1校を予定していますけれども、地元のお子さん、区域内のお子さんを優先的に就学を認めますけれども、通学区域内にお住まいのお子さん以外にですね、区を超えて、市内全域からお子さんを募集する方向でも検討しておりますので、そいつた意味では、この学校が特認校に当たるのではないかと考えております。

2ページを見て頂きますと、他都市で特認校としている同じような施設一体型小中一貫校には、品川区がございます。品川区でも優先順位をつけておられます。

品川区は、小学校はブロック選択制、中学校は区内自由選択制で選択制をしているのですけれども、小中一貫校の入学指定の優先順位ということでは、まず小学校の校区にお住まいの方が第一優先で、その後、中学校の通学区域内の方が第二優先、それからブロックの中が第三で、その後で区内のお住まいのお子さんという、優先順位、順番をつけておられていうことでございます。

で、特定地域選択制というのは、校区よりも狭い区域に限って、道路事情とか、そいつた理由で、指定校、通学区域の学校以外の学校をあらかじめ調整校と決めてですね、その学校に行けますよ、選択できますよとしているもので、本市では類似したもので、調整区域というのが設定されています。現在、市内に11地域ということでございまして、区役所が就学通知という形で、その学校へ行くようにということで、通知を出すのですけれども、予め希望を聞いて、調整校の方に行きたいという希望を聞いて、その上で、調整校の就学通知を出しているという場合は、学校選択制に当たると考えられますので、非常に類似したものということで、調整区域があります。

あと、参考で政令指定都市と東京都23区の小学校、中学校別の選択制の類型を挙げているのですけれども、必ずしも、小学校と中学校が、同じ選択制の類型を、例えば小中学校ともに自由選択制をとっているというのは少ない、むしろ、小学校では隣接とか、あるいは小学校は導入しませんと、中学校から導入しますという区もありますし、小・中学校とも

に導入していない区というのも当然ございます。小学校の場合は、通学距離の問題がありますので、比較的、隣接区域選択制を採っているという、近くの学校を選ぶということで隣接区域選択制を採っている自治体が多い。それに比較して、中学校の方は選択の幅を広げて自由選択制を採っている区が多いという傾向は見受けられます。

あと、近隣の大津市とか寝屋川市も、小学校は、学校選択制をやっているのですけれども、それは、同じ中学校区内の小学校は選択できますよと。寝屋川市なんかは、2小1中の関係、二つの小学校が、一つの中学校へ進学するという関係ですけれども、その2小学校の中で、学校を選択できるようにしているというのがございます。

ファシリテーター

大阪府下では寝屋川だけですか？

事務局

それに近い、指定外の基準を緩和する形でやられているところは、枚方市があります。

ファシリテーター

はい、ありがとうございました。

この、選択できる学校の範囲という、この問題がおそらく課題になろうかとは思うんですが、いくつか想定できる場合というか、ケースを考えまして、それぞれのメリットデメリットについて、あまりこう、ご自分の意見だけでなくて、こういうことも、この場合に起こるんじゃないかというふうな、広く考えを出して頂ければありがたいなと思います。

最初の自由選択制というのはどうですか。

委員

ちょっと事務局にお伺いしたいのですけども、小学校も中学校も自由選択制をとっている東京の区で、小学校を自由選択制っていうのは、東京の区そのものが、かなり広いですけども、区全域に対して自由選択ということですよね。

事務局

そうですね、はい。

委員

その場合に、子どもの通学については、何も制限はないのでしょうか。

事務局

さきほど申し上げた江東区と江戸川区が通学距離の制限を設けて、自由選択制といえど

も、自宅からですね、徒歩で 30 分以内の学校、あるいは、学校から 1.2 km 以内の距離にある学校しか選べませんよという縛りをかけています。

他の区は、特段縛りはかけていないですけれども、実際に学校選択をされている結果をみると、やっぱりお住まいの通学区域の学校か、隣接するお隣の学校から選んでいるのがほとんど、9割から 9割 5分ぐらいの状況です。ただ東京都もそうですけど、校区がきれいな形になっていないので、非常に変則的になっている校区がございまして、必ずしも、自分の通学区域の学校とお隣の学校が、こう、挟まっているという区域があるんですね。ですんで隣じゃないのだけれども、一つ校区を跨いだ校区の学校なんだけれども、その学校の方が近いというケースがあるんです。そういう場合もあって、隣接区域選択制になると行けない学校もあるというので、自由選択制という形をとっていますと仰った区もございます。

小学校の場合で、校区外で学校選択する理由でアンケートをとった時に、やっぱり半分以上のかたが、お子さんの通学の距離とか安全を第一にまず考えて選択してますと仰っています。

委員

結果的には、そういう形になるのでしょうか。小学校についても、自由選択制だよといつても、親としてはやはり近いところ、安全なところに通わせたいと思うでしょうから、区が東京に比べ小さいとはいえ、区全域となるとかなり広く、子どもの足にとってはかなり広くなるものですから、例えばその電車に乗ってとか、バスに乗っていると、私学を選んだ子どもはそういうことになるでしょうけれど、公立の場合は、そこまでして子どもをいい学校へ通わせるという発想にはあまりならないじゃないかと思うのですよね。だから自由選択制だよと、その枠を外した形にしたとしても、実際には、隣接だったり、ほとんどの場合は指定校区、校区の学校に行くでしょうから、あまりその、私自身あまり心配していないんですけどもね。あえて枠をはめないでも、結果的にはそういう形になると思うんですけど。そういう東京の事例を確認させていただいたんですけど。

委員

ちょっと教えて頂けたらありがたいのですけれど、現在は、だいたい徒歩で小学生の場合、何分くらいで平均的に通学されているのですか。

一同

だいたい 10 分から 15 分くらいですかね。

事務局

通学距離の条件としては、例えば小学校 2 km、中学校 3 km の範囲内というのを標準に

本市としてはしていますので、今の校区も、標準の距離を超える広い校区のところがあつて、そこには、ちょっと例外的に電車で通われている方はいますけれども、そういう時は、通学用の交通の無料乗車証とかそういうのはありますけれど、基本的にはその範囲内におさまるような形をとっています。

委員

3kmというの子の足で約1時間ですよね。

事務局

中学校で3kmになっております。

委員

中学生でも30分で無理ですよね。

一同

そうですね。

委員

40分かかる子もいると聞いたこともある。慣れてくるからいいですけれどもね、最初だとやっぱり、大変ですよね。

委員

かわいそうですよね。まあ友達と遊びながら来るとても、やっぱりその時間は、親にとっては...

委員

安全面で、何が起こるかわからないから、、、
その部分は怖いですよね。

委員

ある程度時間をかけて通学するというのは、子どもの教育という意味では、社会に慣れるという教育的な意味で必要だと思うんですよ。だからアメリカみたいにスクールバス制になっていない、自分の足で歩く事も一つの教育の一環になっているんじゃないかなと思います。それにしてもね、やっぱり30分や40分というのは、そんな距離に学校が設置出来るかどうかということになりますけどね。

委員

区の端っこだと、私の近くを考えてみると、同じ区内で代替えの学校というのは、ちょっと見当たらない場合が多いですね。逆に他区の東住吉区の学校の方が近いとか、そういう例はありますけど、平野区内ではどこも遠くて、小学校が結構固まってあるという感じです。本当に近くに小学校が二つ固まってあって、そこの小学校から遠いところは、どこの小学校も近くないというのが現状ですよね。

委員

小学校に関しては、やっぱりコンパクトな方がいいですよね、これから計画停電とかで信号が止まる可能性があるって、その時は先生方が引率して頂いて、各方面に分かれて子ども達を送ってくれると、そういうような形もありますので、やっぱり地域密着でコンパクトな方が先生方も目が行き届きやすいですし、安全・安心、やっぱり目をかけてもらい易いというのは、一番いいではないかと思うんですけどね。

区を超えると、ややこしい部分がね、たくさん、、、地域振興会との絡みもありますですね。

委員

何か、警察一つでも、区が違うと対応してくれなかつたりとか、あると思うんで。

委員

今、お話をありました、この区を跨いで、学校が近くにあるのならば、それはね、それでも行けるっていうね、制度を作った方が、子どもにとってはプラスですよね。

行政区が違うからダメっていうことで切っちゃうのではなくてね。区を越えても、近くにあるんだったらば、例えば、その隣接校でするのであれば、たまたま、そこで行政区割があったとしても、そこも選択していいよというふうに、自由があっていいかなって思いますけれども。

委員

選択制のメリットを最大限、実現しようということになればね、結論としては、自由選択制が望ましいと多分なると思います。他の制限付きの選択制であっても、今言いました通学距離というのは、もう立地条件がね、固定しているわけですから、どつか例外ができますので。ただ、そのかわり、今この議論がずっとスタートしてからの、まあ流れの中ですね、いつもひつかかるのは、向こうのグループで出たように、区の再編との兼ね合いみたいなものが一つと、それから自由選択制にしたら、区によって判断いうようなことは、出来なくなるかどうかですね。自由選択制にしましたけれども、うちの区は、自由選択制から外れますよ、この区だけ行けない、というふうなことになると、自由選択制というも

のが、選択する前提となる区長の判断、区ごとによって変わってくる判断の妨げにならないのですか？理論的な話ですけれど。

委員

ずっと言っていますけれども、区ごとに選べないですよ。教育委員会で全体的に決めるのです。それは、そうでしかないです。

委員

ということは、ここで決まったことは優先されると。

委員

それを教育委員会に持ち帰って、教育委員会議で議論させて頂くということなので、区ごとに選べるというのは、今、仰ったとおりに矛盾があるのですね。

委員

それからね、区の再編ですけれど、区のあり方が、来年度、来年の 8 月くらいに新区長が 8 から 9 に再編するということはつきり出されていますので、多分区の判断というのは、区長の判断はありえないと思いますね。で、今仰るように教育委員会全体としての、大阪市全体としての学校選択制の判断が、各区の判断になるのかなと思います。

委員

確かにそうですね、今、区のフォーラムをやりましたけれども、もちろん一回かぎりではなくて、今後も、どんどん進めていくんですけれど、区の意見を教育委員へ上げさせて頂いて、教育委員さんがそれをどう判断されるかということなので、決定権、権限は区長ではないですよ。そこを、その区が決めますではなくて、区としての意見は、例えば住之江区だったら、いろんな意見を聞きましたけども、小学校は、こういう選択制、中学校はこういう選択制として、まとまりましたので、お願いしますよと。後は、教育委員さんがどうしはるかということですね。

委員

まあ、だからこの区はこうすべきと思ったら、やっぱり区調整しないと決められないということですね。

委員

そうですね、となると、先程の委員が仰ったように、前回も申し上げましたけども、物理的な問題としてね、今の 24 区で果たして決めたところで、今、8 区、9 区にするとか 5

区、6区にするとか10区にするとか意見が出ていますけれども、それが決まった時に、またこの制度が変わってしまう可能性がでできますよね。そうすると、今、住吉区と住之江区が、例えば意見が違っていましたと、まとめた意見が違っていましたと。ところが、仮に住吉区と住之江区、他にも何区か合区になった時に、じゃあどうするのという話がまた出てくるわけですね。で、今、決めるべき内容は、果たして大阪市として、それが今特別自治区に向かって、今やっていますけれども、今、大阪市として、学校選択制を導入するかどうかの判断はね、今、やればいいと思うのです。ただし、それをいつ導入するかについては、いろいろな意見を聞きながら、また、それは決定していけばいいと思いますけれどね。

これは極めて個人的な意見になりましけど、合区した時に、また、何かがあるのです、必ず。物理的な範囲をきっちり決めとかないと、非常に難しいと思うのですけれどね。じゃあ今は、学校選択制を導入するのかどうか、小学校は、はたして自由選択制がいいのかどうかとかね、その点の議論をもうちょっと深めた方がいいのではないかと私は思いますけれどもね。

委員

どんどん、ころころ変わったら、それこそ子どもたちが迷惑なので、きちっと考えていく...

委員

近い将来そういう変化があるということが、分かっているのですからね。その前で、また、そういう議論をしなきゃいけないということは、したくないと思うのですけれどもね。

委員

だから先ほどの、通学の件でいくと、ある程度その際限がなくなっていくと思うのです。つまり自分の家からだったら本当は、例えば旭区の端っこだったら守口市の方が近い学校がある。で、多分これはその、区域外就学の手続きでと思うんですけど、多分、川崎市と横浜市の間で、そういうふうな、市が違う訳ですけれども、特別なことが出きたと聞いたことが有る。間違っていたら、訂正したいと思いますけれど。それは、いわゆる本当の特例の世界ですわ。だから、本当の意味で言うたら、特例をどの程度まで、どの範囲まで広げて認めていくのか、で個別のニーズに応えていくという考え方と、この制度全体の本当のメリットですね。まあ、あるのか、ないのかということでね。そうすると、どうしても本質論になってしましますけれども、まあ、やるとすれば、この議論を何回も何回も、、しかも先行きどうなるか分からなっていってるのは、非常に辛いものがあるというのが、本当のところなんですけれど。

委員

一から、しないといけないから始めますか？

委員

だから、この順番がね、やっぱりメリット、デメリットから考えた上で、精査に転嫁していくのが本来かなと思うので、やり方っていうんですか、私申し上げたのはちょっと、、あの、皆で決めていくことですから、、。

委員

よろしいでしょうか。この話とはちょっと外れてしまうので、またちょっと違う話になるんですけど、今、校長先生に、ちょっとお伺いしたいんですけども、私が、もしかしたら平野区だけで、他の区ではやっていないことかもしれないんですけど、例えば、平野区では、二つの小学校から一つの中学校に上がるのが基本原則になっているんですけど、今の状態だと、例えば、二つの小学校と中学と、先生同士でやっぱり連携、話し合いとかして、例えば、問題のある子どもの話とかもありますし、学校全体の話とか、そういうのをされているみたいなのです。担任の先生とかに聞くと、ただし、もし選択制となると、よそから入ってくるので、そういう情報とかが全くない子どもが来れるという可能性もあるのかなというのが、今、この話をしていて、全然違うテーマになって申し訳ないんですけど、そういうのはどうなのかなというのが、校長先生がおられるのでちょっとお伺いしたいと思いまして。

委員

要するに小学校から中学校へ進級時に、小中の連携というのは、これは、当然、我々はスムーズな接続に、必要に応じて、保護者の同意も得ながらですけれども、個人情報についても、やっています。ですから、今、委員が仰ったような、仮に、転入生が一斉に10人も20人も入ってくるわけですから。一人の場合だったら、その学校と話し合いはできますけれども。そういう意味では、やっぱり若干不安はありますね。クラス分けの際も、いろいろな意味で配慮できる場合と、今仰ったように、いろいろなところから一斉に入ってきて、いろいろな思いで入ってきてる子どもたちの状況をちゃんと把握して、適切な編成でスタートできるかと言いましたら、、、確かに、ちょっと不安には思いますね。今の校区内での小学校、中学校は、これまでの、ずっとそういう経過も踏まえての連携ができていますから。それは強みやと思います。

委員

そこが、ちょっと今思ったデメリットの一つですね。

委員

はい、デメリットですね。

それと、あと、視点としてね、小学校から中学校へ進級される時、実際に、本当にいろいろ考えて選択をされているケースがありますね、何かといいましたら、特別支援学級の在席の子たち、その保護者の方というのは、本当に小学校から中学校に上がる時に、事前に学校に来られて、例えば、中学校の特別支援学級の場所、それから教育内容について、いろいろ相談、質問受けて、その結果、中学校に入ってくると、子どもの体力差もついてくるし、性差もはっきりしてくるので、特別支援学校の方に、進路を選択しますと言われる方も、必ず何パーセントかはおられますのでね、それは、本当に選択されていると思うのです。それが、例えば、通学の便とか考えて、校区の中学校へ行くよりも、違う校区の中学校の特別支援学級に行った方がいいということになればね、それはやっぱり選択幅としてはね、認めていくのもありますね。

委員

そうなりますとやっぱり今の現状から選択制を導入すると、やっぱり先生方に対するみを変えては混乱を招きやすい状況であるのは間違いないですよね。

委員

あの、実際にその手続きみたいなものについては、ちょっと想像しかできないんですけど、それもかなりね、学級数の確定とかいうふうなことに、これは基本影響はないようになるんですけどね、建物があれですから。だけども、いろんな受け入れ準備についてはね、さきほどあったような、生徒の状況の把握についてはね、若干の不安はある。そういう意味ではやっぱりデメリットはありますね。

委員

あと学級の設置数なんかも一人二人で学級が増える、減るという状況の時に、選択制で、やはりこう保護者の責任で選択して頂くんですが、途中でやっぱり戻りますとかですね、入学までにですね、そういう状況なった時に、一学級減ってしまうとか増えてしまうとか、それは学校にとってはものすごく大きなことですんで、そういう意味での混乱というか、不安はありますよね。

委員

今でしたら、次年度、何人くらい入ってくるというのは大体わかってますけども、選択制になると、全く読めない状況なりますよね。

委員

キャバの問題がありますからね、最大は読めるのですけれどね。だけど減っていくということになると不安がありますよね。

ファシリテーター

学校側からすれば 2 月中には絶対、掴んでおかなきやならないですよね。

委員

受け入れ人数は、例えば 5 人とか 10 人とか学校が決めるから、最大限は、決められるかもしれないんですけど、例えば、その中学校が人気のない中学校だとすると、あっちに何人行って、こっちに何人行ってというと、本当にいなくなる可能性もなきにしもあらずですよね、だから、それちょっと怖いのかなというのがありますよね。

ファシリテーター

既に各学校の受け入れの問題に入っておりますので、もう少し議論をお願いします。

委員

ただ単に生徒の数だけの問題ではなしに、今仰るように、受け入れる学校の設備の問題、学級編成の問題、それと、個々の生徒のそういう対応の問題がやっぱり大きいように思います。ただ単に人数的につじつまがあったとしても、そういう学校の受け入れる方の先生の負担の問題とか、学級編成の問題。それから、そういう様々な学校の取り組みの問題とか、通学の安全の問題とかも学校の方で、その点も担っていかないといけないとなると、かなり学校の受け入れる学校の負担が、かなり大きいと思います。ただし、こちらの委員さんが仰るように、希望される方は、選択する方がいいけれども、やはり実際に行って、受け入れられる学校の方の教育を実際にする方として、やはりその点の事がなかなか議論されていないことが、やっぱり問題なのかなとは思いますね。やっぱり、受け入れる学校の方の問題も、少し検討しなければ、なかなか選択制というのは、ただ単に希望して、よかったですなあと、希望する学校に行っていいなとかではなしに、やはりトータルとして考えていかないといけない問題だと思いますけど。

委員

全く私も同感で、やっぱり先生方が日々安定して、精神的にも、時間的にも余裕がないと、却ってマイナスを招いてしまいますので、学校現場が落ち着けるような方法を探らないといけないと私も思います。

委員

学級数が減ったら大変ですよね、また予算もそれだけ削減されますし、一人減ったら、

学級の編成やいろいろな面で影響が出るのでは、、、

委員

予算というか、やっぱり教員の数が一人減るということになるだけでも大きな問題ですかね。

ファシリテーター

学校規模の、小さなところでは、教員が一人減るというのは、非常に負担が皆さんにとって、いろいろありますからね。

委員

子どもの数が一人減っただけで 1 学級減るという、その境目のあたりが一番こう難しいところですよね。

委員

クラスも 40 人だと中学生だとぎゅうぎゅう詰めで、なんかうちも 5 学級から 4 学級になったことがあるんですけど、同じ教室で、もうなんか苦しいとか言って、やっぱりそういうぎゅうぎゅう詰めというのもねえ、まあ先生も大変だと思うんですよ。教える方もやっぱり 30 数名と 40 名近くというのは、かなり負担も変わってくると思うし、それが選択制となると、もっと大きな規模でなると思うので、やっぱり教員も増えた方も、なんかやっぱり人が増えた分の負担もかかるし、減ったら減ったで、先生が減ると、その負担とかもたいへんになると思いますから、だから、そこは難しいところですよね。

委員

適正な規模というのは、どんなものかという点については、いろいろ論議があって、数だけの問題ではなくてというような話もいろいろあるので、ちょっとまた別の話になってしまいますが、確かに仰るとおり、子どもにとって、今まで例えば 2 年生までは 35 人学級ですね、ですから例えば 36 人いたら、18 人、18 人の二クラスだったのが、3 年生になると 40 人が定数になりますので、その 18 人、18 人が一つのクラスになって、一気に 36 人の 1 クラスが出来るという状況ですから、子どもにとっても、そのへんの抵抗感というのか、現状でもそういうのはありますのでね。

委員

生徒が増えたら、それだけモンスターが増えますから。

ファシリテーター

恐らく 35 人でさえ多い、というのが特に困難な学校ではあるんじゃないでしょうかね。

委員

あまり地域のことが、地域との関連がお話されていないのですが、そういうことから、地域からの視点から話をさせていただくと、やはり、例えば、見守り隊、子どもの登下校の見守りですとか、あるいは、いろいろな学校の行事、地域の行事との関係で、特に小学校と地域との関係というのは、非常に結びつきは強いですよ、今ね。で、方や中学校の場合には、小学校区が幾つかに跨っていることもある、それぞれの地域と中学校との係わりっていうのがあまりないですよ。小学校と比べるとね。ということからすると、まあ地域という視点で見ると、中学校はどうでもいいって言ったらおかしいですけど、自由選択制でも地域としてはあまり抵抗がない。ただ小学校となると、いや、いやちょっと待てと、今まで、その小学校といろいろ、こう綿密に関係を築いてきたのがどうなるのかというのがちょっとありますので、地域をこういう議論の中に入れてくると、ちょっとその辺が、また求める方向が、少し変わってくるのかなという気はするんですけどもね。

私の場合、たまたま地域の役員もやり、保護者でもありますこと、まあ両面を持っているので、保護者ということからは、先程出ましたように、子どもをどこにでも行かせられるっていう自由度が広まるっていうのはありがたいという反面、地域からすると、今までの結びつきと言うのが、壊れるのかなという、壊れないようにするためには、どうするのかというのを、これから地域として、万一そういう選択制が導入された場合に、そういう機会に考え直さなければいけないということも出てくるのかなというのを、

委員

よろしいですか。すみません、港区の事例で申し訳ないですけれど、少し紹介させて頂きます。

一応港区においては、学校選択制と中学校昼食については、5月から7月の上旬まで、各小・中学校で、合計約41回の準備会も含めて会合をもっております。説明会をやっています。延べ1,100人の保護者の皆様に参加して頂いて、学校選択制について議論しています。それで、7月10日に一応アンケートを各保護者、幼稚園、小、中学校の所帯に、アンケートを実施いたしております。

そして、今さっき仰ったように、地域との係わりが少ないということで、地域振興会にもお願いしましてですね、地域振興会での意見も出して頂きたいということを、一応、区政会議に部会があるんですけど、部会としてお願いしております。そういうことで、仰っているように、ただ単に小・中学校の保護者、あるいは幼稚園の保護者だけではなく、区民全体として、どう考えているかということも、意見を集約するということで、今後、地域振興会の方々、役員さん及び地域振興会の会員の方々についても、意見集約を今後やっていきたいと考えております。一応、まあ各団体の一応地域振興会は一応その通り

まとめをやっていますので、一応、地域振興会の意向もお聞きしたいということで、港区においては、地域振興会の皆さんのお意見を集約していく考えです。幅広い、ただ単に、一番、係わっている、小中学生をお持ちの保護者の方、PTAの方なんですかけれども、それだけでは不十分ということで、地域振興会の方のご協力を得て、意見集約も、今後とつていきたいと考えていますので、その点も、もれなく意見が集約できるのではないかと考えております。一応、港区の事例ですけど。

ファシリテーター

はい。他の区でもこういう動きがあるのですか？

委員

あまりないと聞いていますけれども。

委員

そうですね、うちは、この熟議バージョンを区政会議に位置付けて、今月からやっていく予定にしていますけれどもね。できるだけ、仮に自由なフォーラムやりますと、どうしてもその、反対者の方がたくさんいらっしゃる傾向にありますのでね。そうではなくて、できるだけ保護者の意見とか学校の先生、現場の先生を、それから保護者、幼稚園児とか小学校の子どもさんとか中学校の子どもさんをお持ちの親御さんに公募制をとってきて頂いて、こういった熟議バージョン、区役所でのバージョンをやろうかなというのを、今考えています。まあ7月も一回する予定をしていますけれども。アンケートは、港区さんみたいに今の段階で、それほど、それだけたくさんのお話をこなされたアンケートやってるいうたらすごく意味があると思うんです。そら、そういうことやっていなくて、今、ローンと仮にアンケートをしたところで、制度を皆さん熟知されていないのでね、あまり効果ないのと違うのかというのは、区役所で話していく、もうちょっと熟議をやったり、いろいろな情報を皆さんにお渡しをしたうえで、アンケートをとった方がいいだろうということで、アンケートの時期はもうちょっと後の方で、うちの区では考えていますけどね。区役所によっていろいろなやり方とやっておられると思います。

ファシリテーター

どうなのでしょうか、数だけで考える必要でもないのでしょうかけれど、例えば、中学校で学校選択制をやった場合に、前回、出ましたように、天王寺区などは3校しか中学校がないんですよね。で、数ではないということかもしれません、一般的に、学校選択ということを想定した場合に、だいたいどのくらいの数が必要なのかと、例えば中学校でいえば、3校というのは、ほとんど選択しようがないではないかと思うのですけれど、どうでしょうか。せめて、二ヶタの学校があれば、30分、40分、自転車通学なども含めてですけど。

委員

私、天王寺ですけどね、3校というのは、小さい区内に3校です、それぞれ今、昭和25～26年の時は、新制中学が出来た時というのは、ものすごい問題がいろいろありました。もう、今ほとんど問題は解消しているので、さっき申し上げたように、なぜ、今、これをしないといけないのかというのが、だいたいの区PTAの考え方です。今ね、これだけ落ち着いていて、いいではないですかと言ってもらえます。それで、私は、敢えてこの熟議なるもの、区内に持って帰っても話をしないのですよ。

たった3つの中学校とたった8つの小学校です。だから、多分、学校選択制をしようと言ったら、嫌やと言よいよると思います。忙しいから。

委員

西区も全く同じで、3中学校、8つの小学校です。

委員

そうですか。全く港区と規模が同じようなものですね。港区でも、5中学校に11小学校です。あまり変わりませんけれども。人口的に変わりませんな。これをやりだしたきっかけは、やっぱり学校教育フォーラムの人数、二日間3月22日と31日、二日間フォーラムをやったんですけども、186人しか集まらなかった。当初は、だいたい最低400人～500人くらいは来るだろうと、区役所も思っていたらしいですけれども、あまりにも少なかつた、その時の天候も悪かったけれども、これでは駄目だという認識からですね。

区政会議の下に子ども青少年部会を置きまして、その子ども青少年部会で、学校選択制と中学校給食について取り組もうじゃないかという、特化した部会にして、で、現在、私も部会員ですけど、区政会議の中で、PTAに投げかけて、PTAとして、区の意見をまとめてくれないかということで、やり始めたのですよ。結局、7月の夏休み前までに、一応アンケートを全部終わろう、一応、だいたい9月に学校選択制のだいたいの結論がみれるということで、それに合わせて、区としての意見を、区長判断だけれども、一応、区としての意見をまとめようということで動き出して、現在に至っています。だから、学校教育フォーラムで、教育委員会からも来て頂いて、説明して頂いていますけれど、あまりにも少なすぎて、これやったら、もう学校選択制について、その場でアンケートを取っても意味が無いなということで、そこから始め出したんです。仰るように天王寺区さんも西区さんと学校の数とか人口とかあまり変わらないですけれど、これはやっぱり港区の特殊事情とか地域事情があって、もう少し学校選択制について考えようということで始めたものです。で、私、熟議の委員もやっていますし、この区政会議のメンバーもやっている関係で、お互いに情報の共有化を図っているんですけど、確かに学校選択制で港区は進んでいます。いい、悪いは別にして、一応、区民の皆さんに認識を持ってもらうためにやっています。どっちになるとしても、選択制を取る人も、選択制をしない人にとっても、あくまで

もそれは区民の判断であるから、結果として仕方がないかなということであって、それはあくまでも、最終区長の判断で考えていただけたらいいだけであって、その判断材料を区民として、意見の集約を図ろうということで、現在、実施したしております。そして、アンケートについては、一応資料として、学校選択及び中学校給食の方がメインなんですけど、それについても参考資料とか、Q&Aもつけて、ただ単にアンケートに答えてもらうだけやったら、なかなか分からないので、そういうことも参考資料をつけて、アンケートも実施し、10日付で各学校を通じて配っています。

ファシリテーター

それでは、もう3ページの方へ、学校の情報提供や希望調査、抽選、この辺まで入っていただいてかまいませんので、何か意見は、ございますでしょうか。

委員

以前に比べて、学校選択のためであっても、なくとも、学校の教育内容については、丁寧な説明を心がけるという方向で、各学校はやってきています。

とりわけ今、校区の小学校の子どもたちが、6年生で一度中学校に来て、授業体験をやったりとか、クラブ体験をやったりとか、そういうのは他の学校でもやっているのかなと思いますし、中学生の生徒会の子どもたちが、小学校へ出向いて、そこで、皆不安だろうけど、実はこうだよという話をしたりして、だから、やっぱり学区があって、そのつながりがあって、知っているお兄ちゃん、お姉ちゃんが学校へ説明に来てくれているということで安心感を持たせてくれているというのがあるので、そういう意味での中身の濃い、学校紹介ができます。ただし、こう、どわーっと撒いて、そういうパンフレットを自由に閲覧できるような、そういうことはしていないので、ホームページは、年々各学校とも工夫はしていますけれど、これは、若干差は勿論ありますから。だから、これをしてると多分、ひな形が出てきて、そこに、皆が同じような事を書いて、あの高等学校の進学案内のページをめくったら、分かるような冊子を多分作ると思うんですね。で、それは別に意味が無いことはないのでしょうか、今まで言いましたように、実はもう既に校区でのつながり、小学校から中学校へ上がるための準備として情報提供は、地道にやっているし、それは、もう効果があるのかなと思います。だから、学校選択になって、逆にその中学生たちが、あの小学校に行っても、何人くるか分からないというふうに考えてしまい、そういうことになれば、ぼしやってしまうのではないかと、そうなると残念だと思う。

委員

僕は、なんかこんなに、いろいろなことをやって頂いて、保護者の自由と権利ばかり求めて、実際、現状でも、本当にPTAの方々でもほとんどの方が無関心で、あまり協力、、まあ地域の事もそうですし、学校の事もそうですが、協力されない方が多く、もう言う

たらほとんどです、やっている方は一部でね。それなのに学校選択制というのは、そんなの、皆、必要あるのかなというのが、本当に正直なところなんです。こんなふうに、いろいろな学校の説明会とか、いろいろな冊子を作つて頂いて、本当に気の毒だと思うしかないんですね。そういう意見では、前に進まないのであれなんすけれども。

委員

それで、中身の濃いようなつなぎというのは、学校選択制では、多分出来ないです。一回、訪問しただけでは、学校のことって、やっぱり分からないです。小・中の交流とか、クラブ体験とか、いろいろなことをしないと、その学校の方に、たぶんなかなか出来なくて、結局、親が選んだ学校に行かすでしょうね。たぶんP T A活動を一生懸命にやっている方は、地域の学校へ行かそうとするでしょう。一生懸命に支えてきた学校があるのでからね。

委員

やっぱり、いろいろ問題は、各地域であるだろうと思うんですけども、やっぱり、たいたいは、自分の生まれたところ、自分の選んだ地域を良くしていこうという想いで、子どもをその地域で育ててもらう、で、学校も先生も我々の手で育てていくという想いがないとね、やっぱり、地域は絶対に発展しないと思うのです、学校もそうです。

学校選択制を導入して、その学校を選ぶのだったら、最後までその学校を、100周年、200周年を見届けるぐらいの想いで選んで頂きたいと思います。

委員

それで、関連してさっき出ていましたけど、今は校区が決まってる、ですから今、仰ったように、親が、皆それぞれの地域振興会であり、社会福祉協議会であり、民生委員でありというと、それぞれがやっぱり手伝つて、区を盛り上げてくれています。違うところから違うところへ行くように、ここがいいというと、天王寺みたいに小さいところでも、区内のあちらこちらからいっぱいになってくる、それは、地域振興には全く有害なことだと思うのです。だから、私はさっき申し上げたように、敢えて学校選択制というのを取り入れて、今、もう一遍これだけ固まっている地域振興会、社会福祉協議会を潰す必要あるのかな、もし橋下さんに会つたら、聞いてみたいと思っているのですけれどもね。

委員

ただ、仰ることは、凄くよく分かって、私もほとんど同意見なんですけれど、前から何回も言っていると思うんですけど、やっぱりクラブ活動とかの種類が少ないというのは、本当に懸念される材料なんで、だから、そこをどうにか工夫して、クラブ活動で選択するというのもあると思いますし、クラブだけ、違う学校へ行くという選択も、本当に競技に

よって、それが出来やすい競技と出来にくい競技が確かにあると思うんですけども、やっぱり好きなスポーツができない、特にサッカーとか野球とか、結構メジャーなスポーツを選べないという現実もありますので、それは、ちょっと子どもたちにとっても解消してあげた方がいいのではないかなと思います。個人的な意見ですけれど。ただフォーラムとか見ても、そういう意見も多かったと思いますので、そこは考えて頂ければと思います。

委員

先生方の負担軽減もすると、先生方も顧問になるのに二の足を踏むところを、よっしゃ、やろうかというふうにもね、そういう事も変わってくるかと思うんですけどね。

委員

サッカーさえも出来ないと聞くと、それも、1人でなくて、学年に6人も7人もいると、ちょっと気の毒だなあと思いましたので。

ファシリテーター

中学校でのクラブが、教育課程外の活動の中で、こうしたり、あるいは休日、たいへんな苦労ですよね。その様々な保障がないところでね、子どもたちのためにという一心でやってくれていると思うんですけどね。

学校の情報公開という中の、公立が変わった制度もあるんですけど、この10年か15年の間に大きく変わった訳ですよね、そういう点では、むしろ学校の情報を、公開された情報を地域やあるいは区を、保護者の方々がね、どれほど積極的に活用したり、あるいはそれに応えるような形での、学校への様々な協力体制が出来ていればいい、出てきているのではないかと私は、思っているのですけれどね。

委員

情報もね、前回も、お話をさせて頂いたんですけども、やっぱり、学校選択制を導入すると学校の成績ランキングみたいのがね、おそらくどっかの機関が発表して、そのランクを上げるためだけの指導に向かって、で弱者が切り捨てられるというような、そういうふうにならないことを祈るんですけど、そういう可能性もなきにしもあらずということもありますよね。

委員

ちょっとわからないのですが、今もある程度そういう、仰ったような、ランキングというんですか、この学校は、こういうクラブが強いし、大阪市内全体でトップクラスや、それに風聞だけですけれど、学力が高いとか、そういう、世間の風評みたいなランキングは、今でも、現実にはあるんですかな？

委員

風評は、ありますねえ。

委員

インターネットを見ていくと、例えば不動産屋が、校区はこんなんですとか、そういう情報はありますからね。でも、あれは、あくまで風評です。

委員

今度は、はっきりと多分、数字で出ると思いますよ、これから。

委員

それで何人がその学校に入ったというのは、それだけ選択されているというのが、如実に出ますわね。だから、それによってある程度、選ばれる、これだけの人数が選ぶ学校というのは、やっぱりランキングは上として位置づけされますわな。はっきりしますわ、その辺は、もう数字で出てきますから。

委員

学校として、その子どもの学力を上げるとか、生活、人間形成、全て全力を尽くすという前提のもとで話をしても、結局、学校の努力だけではどうにもならない、例えば、立地条件とか、そういうところで選択されていくというところがね、学校としては辛いところがありますけれどね。で、結局、立地条件が悪いところは子どもが減っていくと、それは学校の努力ではどうにもならないことですよね。そういうことがあるということは、大きな問題だと思うんです。

委員

やっぱり、その学校の周辺の状況とか、公園があるとか、施設が充実しているとか、緑が多いとか、様々ないろいろなことが、風聞として、今でもありますからね、そういうことは、ランキングのランク付けされる材料に使われると思いますけど、現実としては。

委員

小・中学校で、それはあってはならないことなのではないですか、やっぱり、保護者として、本当に切に思うんですけども。どこに行っても平等な教育、高校以上とか私立の学校に行くのであれば、それは、また別ですけど、公立の普通の小中学校では、やっぱり平等に教育を受けるのは、基本原則ではないんでしょうかね。

委員

それが原則のはずです。

委員

選んでもらおうとすると、やっぱり何か施策があるとどうなるのかという不安はありますよね。

委員

選択とは、競争ですからね。

委員

高校に受験にする場合のようにはいかないので、余計に子どもとしても、抽選で落ちたら何で落ちたの？みたいな。逆に勉強で落ちたのなら納得がいくと思うんですけど。とても難しいですね。

ファシリテーター

希望調査ということも、これは、仮に選択制を導入した場合は、起こってることです、抽選券を配るんですけど、先程からあの、前々回から出ていますように、この熟議ではいわゆる校区っていうものを前提にして考えようということですから、当然、区内の希望者が選ばれるというのは当然ですけれども、その場合に、いつごろ、どういう形で希望をとるのかということを、これはある意味、技術的なことですけれど、これについてのご意見はありますでしょうか。

委員

学校の立場から言いますと、次年度の学校選択制に伴う事務的な作業といいますか、募集して人数調整をするとか、その作業というのは膨大な作業なんですよね。実は、本当でしたら、1年度の教育内容の準備であるとか、いろいろな教育目標とか、いろいろな中身を、教育の中身を凄く充実させるために使いたい時間があるわけなんですが、学校選択制の募集をして、人数を調整してという、そういう膨大な作業を、学校現場がすることになると、凄い時間と労力がかかりますね。で、学校として校長としては、それをするとなったら、例えば、区役所とタイアップして、作業的なことをちゃんと分担するとか、しないと、各学校独自でそれを進めるとなると、肝心の教育内容の準備とかの時間がものすごく、なくなるというか、なんのために時間を使うのかというあたりがですね、非常に、これは労力として、教育内容に関わるようなことが、時間が圧迫されるなということは懸念していますね。

事務局

作業的な部分というか、募集したり、集計したりするのは、具体的に東京都なら区の教育委員会がされていて、学校は、例えば、学校案内の原稿作りとか説明会とか、受け入れ人数を決める時の、区の教育委員会と協議して決めているとか、そういう役割分担をしています。だから、実際には就学通知の関係もあるので、区の教育委員会でやっていると、実際に希望調査の集計とか、学齢簿管理とかもありますので、その関係で事務をされています。

委員

東京の場合は、当然、区教委という形で、教育委員会がその辺のサポートをされるということを聞いているのですが、ですから、今後学校選択制が導入されるか判りませんけれども、導入された場合の区の支援体制が、まあ区長の手腕によって、配置も含めて検討していただけるのかなと思っています。そうでないとなかなか、学校負担が増えるので、先生が仰るような膨大な作業を、強いられるということが出てくるのかなと思いますけれども、その辺が今後の、新しい区長の手腕と思っていますけれど。

委員

東京都の場合は、ちゃんと特別自治区に、教育委員会というのがあるわけですから。ですから今、先生が仰ったような内容というのは、ある程度軽減されていると思うのです。ただ、今の状況で、教育行政というのが、その区の中でできるのかどうか、これは公募区長の手腕といつても、人をもらってこない限り無理なわけです。で、今の市教育委員会を、ある程度ばらけさせて、渡すのですか、そういう発想は、全然今大阪市役所は持っていない。だから、それは、何らかがあれば、市教育委員会の方に指示して、区と局で一緒になってやりなさいということになっております。だから、今の状況で、区に教育委員会みたいなものを作つてですね、そこでこなしていくということまでは考えていないですね。

委員

ただあの、学校現場としては、区と市教委と、三者で協議するとか調整するような、なかなか今の組織的に難しいなかで、ある程度その区役所に、そういったセクションをおいて、誰か担当を決めてですね、そのへんの負担軽減のそういうためのそういう担当を決めて、区役所の位置づけとして、そういう職員を配置することも必要ではとは思っていますけれども。

委員

今、考えているのは、教育の問題だけではなくて、市の様々な問題について、区役所を充実させるために、ある程度のポストが、配置される予定とは聞いていますけれど、それが全部、教育にシフトするんですかとか、道路にシフトするんですか、公園にシフトする

までの体制まで行かないということですね。だから、今の区役所で、どの程度学校側と何らかの協力体制ができているかというのは、区によって、ある程度濃淡があると聞いていますよ。で、うちの区は非常にうまいこといついて、小学校の校長会、どこでもやっていますけれど、特に区と一緒にやっていくとか、あるいは、はぐくみにしても、元気アップにしてもそうですけれども、防災訓練にしても、区役所と学校側が一緒にやっていくということは、できている区と、聞くところによつては、あんまりうまいこといつてないんではないかなという区もあるようなんですよ。だから、正にそういうところで、学校選択制を導入すると決まった時に、今の区の体制で、果たして学校側が求める、区役所に求めるバックアップが完全にできるかというと、非常に難しいと思うんですね。

委員

現状はそうだと思うんですけど、この制度を入れたがために、学校に更に負担が強いられるっていうのは、絶対避けてもらわないといけないので、学校選択制を、もしもやる場合には、そういう行政側のね、支援体制っていうのをしっかりと整備して強化してもらうというのは大前提になると思うんですよ。

委員

今まで区役所として就学事務の関係しかやってなかつたですから。

区長

そうですね、はい。

委員

それは、当然市教委からの指示で、区長の権限で、教育委員会の業務を代行して、区長が就学事務を、就学通知を出すということしかやっていなかつた中で、今後、学校選択制を承認する場合は、そういう支援体制が、今仰るよう様々な形で区役所あるいは学校に負担がかからないような範囲内で、どれだけ、本体である大阪市の教育委員会が、サポートできるのか、あるいは人件費も予算的にもどれだけバックアップ体制を組めるか、この辺にかかっているかなと思いますけれど。

事務局

学校選択も、就学通知を発行する前に、あらかじめ保護者の意見を聞くと、その希望調査いうのは保護者の意見を聞くということを実際の事務でするという部分ですので、就学事務に含まれることになります。

行政がする部分ということになります。学校の分担ではなくて、行政が担うという部分になりますので、それはどういう体制でね、やっていくかというのは、もし実施するとし

た場合は、学校選択制をしていくとなった場合の検討課題になると思います。

ファシリテーター

この3ページにあがってます希望調査にしましても、選択制にしましても、ここにあがっている意見がだいたい、さっきの皆さんのお見とそう変わっていないのかと思うんですが、特に選択の希望調査についていえば、先程からでましたような、事務的なこと、東京の場合、先程出ましたように、区の教育委員会というのが、教育委員の方も当然いるわけですけれど、現在の大阪市24区にはそういう制度はありませんし、その中で、希望調査を仮にやるとなった場合に、相当な事務量が学校側にも及ぶと思うんですけど。その辺は、少なくとも24区がバラバラにやっていくというのは、いかがかなと思っております。

もう時間がきてしまっているのですけれど、抽選等についても、もうこれは非常に技術的な問題なんですが、基本的には、それぞれの学校の受け入れ態勢が、どれだけありますかということが、中で希望者を募り、そしてそれを超えた場合には抽選ということになるんですけど、ここに上がっているいくつかの処理の仕方というのは、これに尽きるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

委員

抽選のね、心配な点ですけど、選択希望者が多い場合に抽選ということになるわけですが、選択希望者の選択のその理由がね、それぞれ、さっきあったように中学校の場合やつたら部活動かもわからないし、通学関係かも分からぬしですね、そのへんのことを、くみ取ったうえでの方法なので、なかなか難しいと思うんで、公開が一番、、、

ファシリテーター

でも、子どもに対しては、それをやっぱり聞いてやりたいと思いますね。

委員

そこはやっぱり、抽選をしても限界があるのかと思いますね。

委員

親としては、是非配慮をしてほしいと思うんですけども、実際には、どこで線をひくかっていう話になるでしょうね。

ファシリテーター

抽選という制度の持ってる、一見公正な制度の客観性が持っている落とし穴でもあるわけですよね。

委員

抽選する学校はいいですけどね、抽選しない方は、もう生徒も先生もモチベーションが下がりますよ。

委員

東京ではある程度、その辺も十分説明されてですね、納得してもらっているのでしょうかけれども、やはり、今仰るように、選択をされる方については、様々な理由が考えられるので、そのへんの想いというのは、先生仰ったように一律ではないので、その辺のその子どもにとってものすごいやっぱり、抽選に落ちた場合のショックがかなりあるのかなと思いますね。やはり、どうしても学校でクラブ活動をやりたいとなった場合に、決まりとはいえ、抽選で落ちて、元の学校の校区へ戻るということになると、かなりその生徒について、後々影響が大きいように思いますね。実力でテストに落ちた、何らかの結果、その実技で落ちたとかであったら、その辺は納得できるんですけど、今、ファシリテーターの先生が仰ったように、一見公平で公正にやってるのですけれど、抽選で落ちた場合の子どもにとってのショックは、違うのかと思います。

委員

本当にどうしても入りたいという人と、どっちでもいいけど入ったいう人も中にはいるとなかなか難しいですね。

委員

いわゆる指定外就学を認めるなかで、今、一番大阪市としても状況によったら、人間関係でいったら、いじめ、いじめられる関係ね、そういう非常に重たい理由で校区の学校へ行けないと、でもそれがあふれた時に、やっぱり抽選でしようとなるのかなと。だから、選択制いう形の公平とかということの落とし穴ではないけれども、やっぱり、それよりも現実的にいろいろな対応の幅を広げていくという方が、実際にはいいのかなというところに行きつくと思うのですけどね。抽選ということを考えていってもね。今だったら、いじめという場合は、確実に考えて、指定外就学を認めていきますからね。

委員

そうしたら、今の、例えば、大津の事件がありましたね、あれも当然指定外就学で、要は、別の校区の学校を選べたら、ああいう問題も起こらなかつた可能性もあるのですか。

委員

だから、一時避難という形で、子どもの命がかかっているということであれば、それは今、仰ったとおり大阪市でも、現実そういう避難的な指定外就学はやっていますからね。

ファシリテーター

予定した時間をちょっと 10 分近く過ぎてしましましたので、一応今日はですね、最後の方は、ちょっと急ぎすぎましたけれども、3 ページの抽選まで、十分でなかったかもしれません、ご意見を出して頂いたということで、前回と同様に事務局と相談をしながら、今回のまとめをしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは最後に事務局の方から連絡をよろしくお願ひします。

(事務局より次回以降の日程を連絡し、終了。)